

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法) の概要

1. 目的

特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（P R T R 制度）や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置（M S D S 制度）を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

2. P R T R 制度

(1) 概要

一定の要件を満たす事業者に対し、人の健康や生態系に有害なおそれのある対象化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壤）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を自ら把握し、都道府県経由で国（事業所管大臣）に対して届出することを義務付けるもの。

国は届出データを集計し、国が推計する届出対象外の排出量とともに公表し、個別事業所毎の届出データについては、国民からの請求に基づき、開示される。

なお、秘密情報にあたると考えられる物質については、国に直接届出、国が秘密情報に該当すると判断する場合には、公表・開示データにおける物質名を一般化学物質名に変更することにより、秘密情報は保護される。

(2) 対象化学物質

人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露可能性がある）と認められる化学物質として政令で指定された「第一種指定化学物質」（354物質）が対象。そのうち発がん性がある12物質は特に「特定第一種指定化学物質」として指定。

第一種指定化学物質を1質量%（特定第一種は0.1質量%）以上含有する製品（化学薬品、染料、塗料、溶剤等）についても対象となる。

ただし、対象化学物質の含有率の低いものや固体物、一般消費者用の製品等、密封されたものなど、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排出される可能性が低いと考えられる製品については対象外となる。

(物質例)

- ・揮発性炭化水素 一ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物 ダイオキシン類、トリクロロエチレン等

- ・農薬 －臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
- ・金属化合物 －鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質 －CFC、HCFC 等
- ・その他 －石綿等

(3) 対象事業者

第一種指定化学物質またはこれを含有する製品を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、具体的には次の要件全てに該当する事業者。

- ・対象業種として政令で指定している 23 種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
- ・常時使用する従業員の数が 21 人以上の事業者
- ・いづれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 t (特定第一種指定化学物質は 0.5 t) 以上の事業所を有する事業者等又は、他法令で定める特定の施設 (特定要件施設) を設置している事業者

(4) 罰則

本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20万円以下の過料。

3. M S D S 制度

(1) 概要

対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報 (化学物質等安全データシート : M S D S) を事前に提供することを義務付けるもの。

(2) 対象化学物質

「第一種指定化学物質」(354 物質) 及び「第二種指定化学物質」(81 物質) の計 435 物質が対象。

これらは、人や生態系への有害性 (オゾン層破壊性を含む) があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があると認められるとして指定された物質。

第一種及び第二種指定化学物質を 1 質量% (特定第一種は 0.1 質量%) 以上含有する製品 (化学薬品、染料、塗料、溶剤等) についても対象となる。

ただし、対象化学物質の含有率の低いものや固体物、一般消費者用の製品等、密封されたものなど、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排

出される可能性が低いと考えられる製品については対象外となる。

(3) 対象事業者

対象化学物質または対象製品について他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者。

4. 自主的な化学物質管理の促進

(1) 事業者の責務

第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を取り扱う事業者（指定化学物質等取扱事業者）は、化学物質管理指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(2) 化学物質管理指針の概要

化学物質の物理的化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置を定める。

<指針で定める事項>

- ・設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法
- ・指定化学物質等の使用の合理化
- ・指定化学物質等の管理の方法、使用の合理化及び排出状況についての国民理解の増進
- ・指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（M S D S）の活用

5. 施行状況

平成11年7月 化学物質排出把握管理促進法の公布

平成13年1月～ M S D S制度のスタート

平成13年4月～ 事業者による排出量等の把握のスタート

平成14年4月～ 事業者からの届出のスタート

平成15年3月 第1回P R T R集計結果（平成13年度分）の公表

平成16年3月 第2回P R T R集計結果（平成14年度分）の公表

平成17年3月 第3回P R T R集計結果（平成15年度分）の公表

※15年度分から届出対象事業者の年間取扱量の要件を

5トン以上から1トン以上に引き下げ

平成18年2月 第4回P R T R集計結果（平成16年度分）の公表
平成19年2月 第5回P R T R集計結果（平成17年度分）の公表

6. その他

化管法の施行状況について、平成15年度の総務省の行政評価・監視で取り上げられ、平成17年5月、総務大臣から各省大臣に対する勧告が行われた。

同勧告では、①P R T R制度において、届出義務がありながら届出が行われていない事業者の把握に努め、これらの事業者に届出を励行させるよう都道府県等に対し、必要な助言を行うこと、②M S D Sの提供の励行を確保するため有効な啓発を行うこと、③化学物質の自主管理を促進するため指定化学物質管理指針における管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図ることなどが指摘されている。

関係省では、上記勧告を踏まえ講じた改善措置状況について平成18年2月にかけて総務省に報告した。

化学物質排出把握管理促進法の運用状況

1. 平成17年度P R T Rデータについて

(1) 全体の概要

平成17年度における環境への排出量・移動量について、全国で40,823事業所からの届出があり 排出量は259千トン、移動量は231千トン、排出量と移動量の合計では490千トンであった。(図1)

また、届出対象外(対象業種からの届出対象外、非対象業種、家庭、移動体)の排出量は国が推計を行っており、届出外排出量の合計は348千トンで、届出排出量と届出外排出量を合計した総排出量は607千トンであった。(図2)

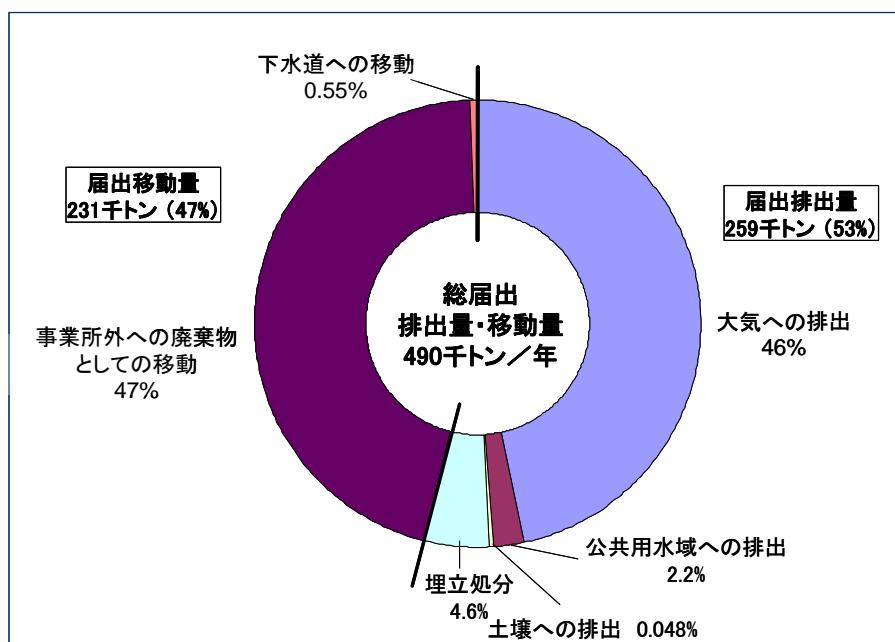


図1 平成17年度の届出排出量・移動量（媒体別）

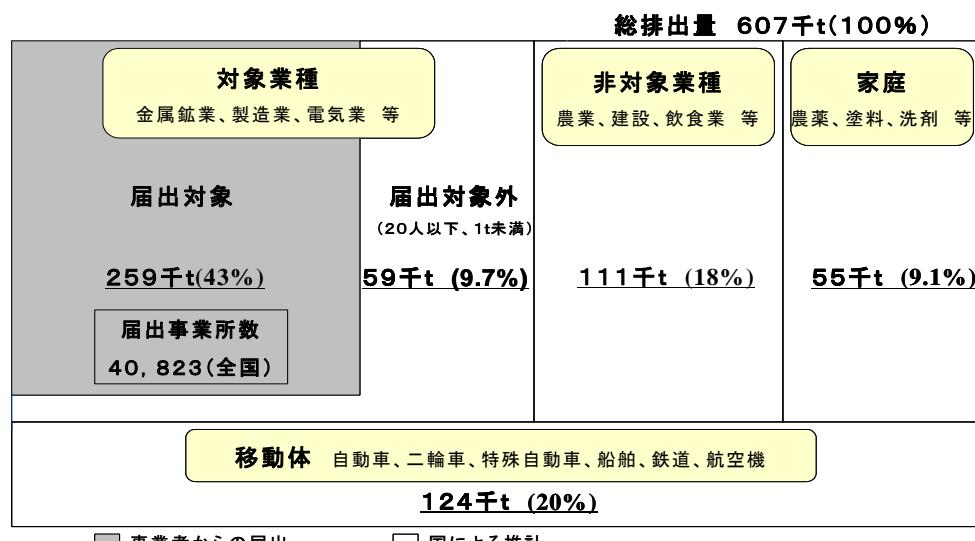
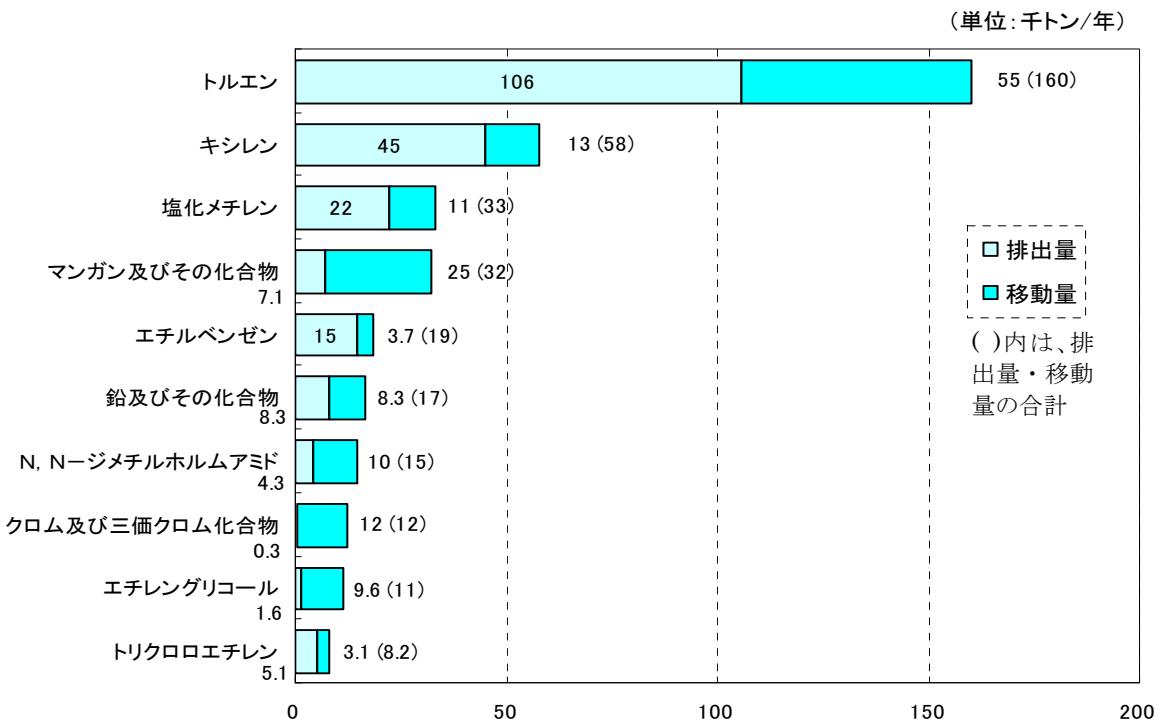


図2 平成17年度の総排出量

(2) 届出排出量・移動量の概要

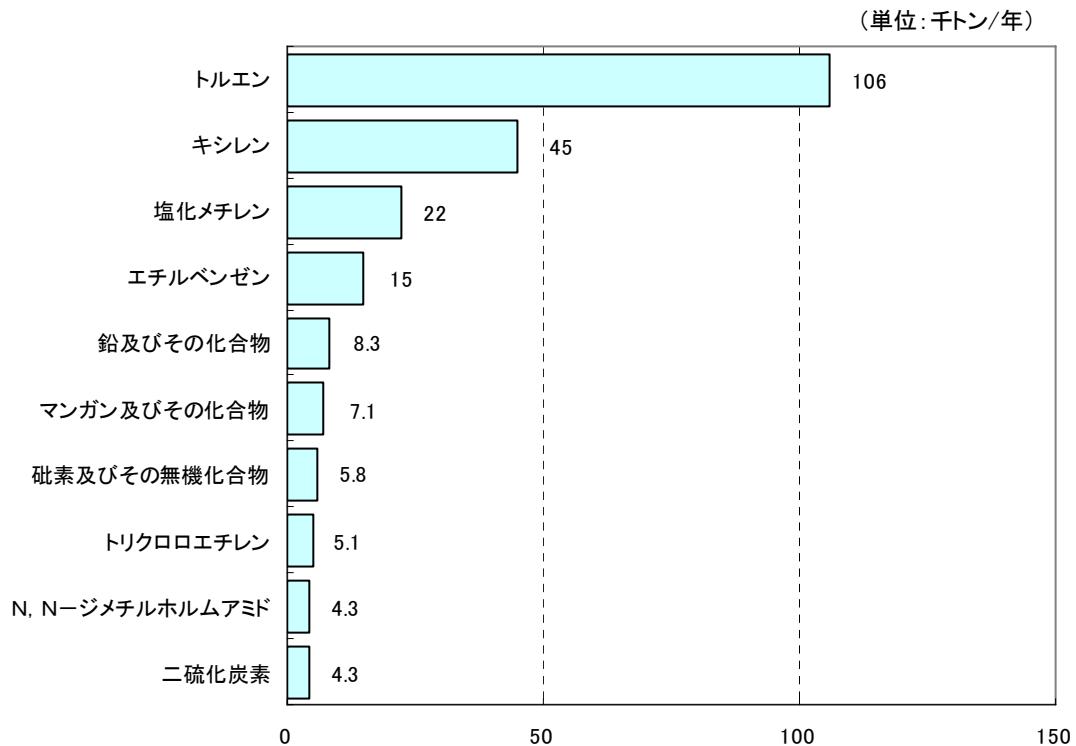
①届出排出量・移動量の上位10物質

届出排出量・移動量の上位10物質は下図のとおりであり、上位10物質の合計は365千トンで全体の75%を占めている。



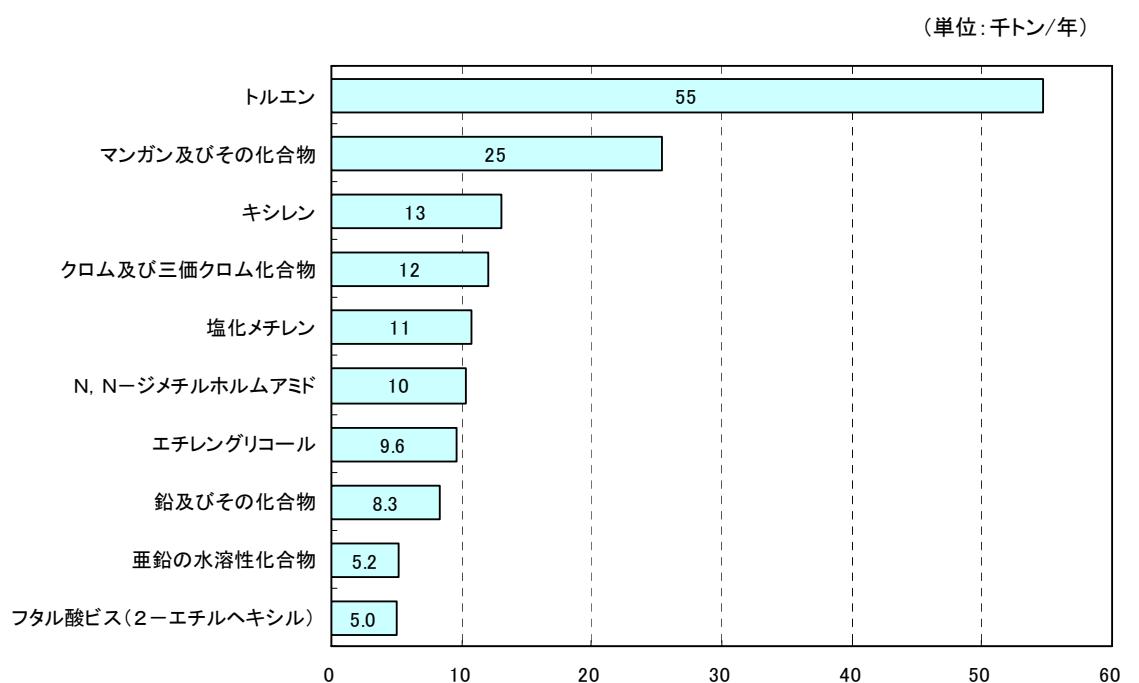
②届出排出量の上位10物質

届出排出量の上位10物質は下図のとおりであり、上位10物質の合計は223千トンで、全体の86%を占めている。



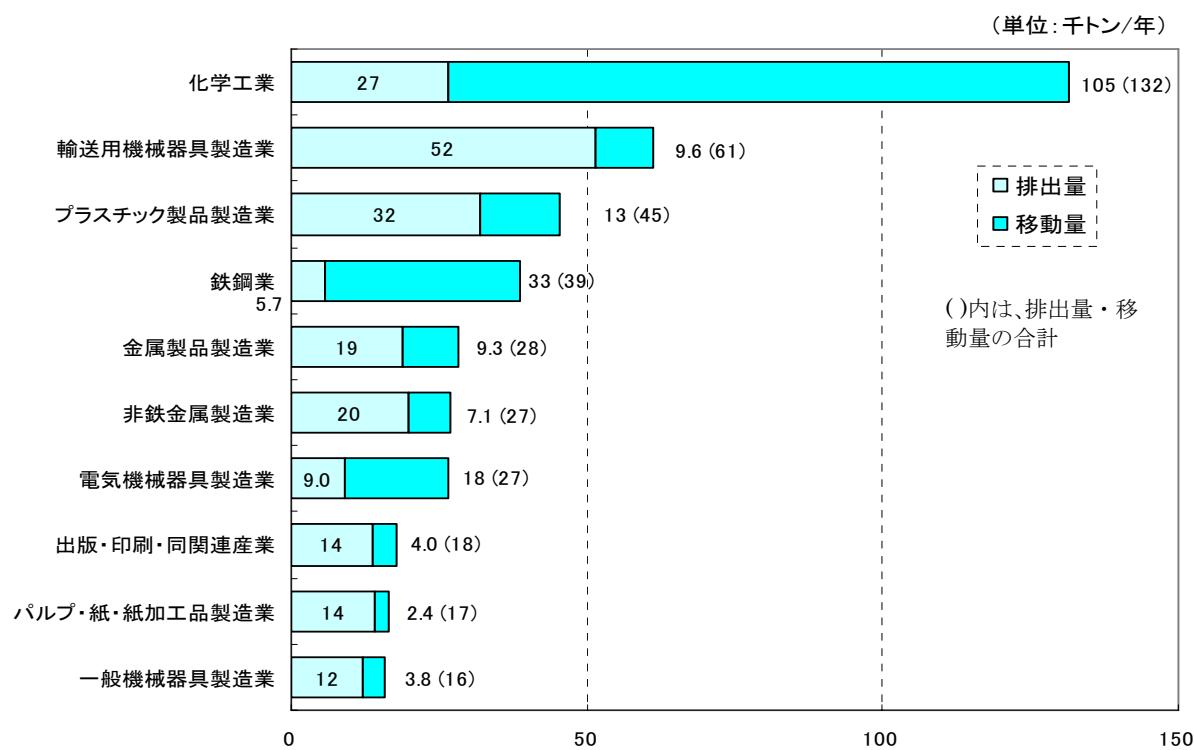
③届出移動量の上位10物質

届出移動量の上位10物質は下図のとおりであり、上位10物質の合計は154千トンで全体の67%を占めている。



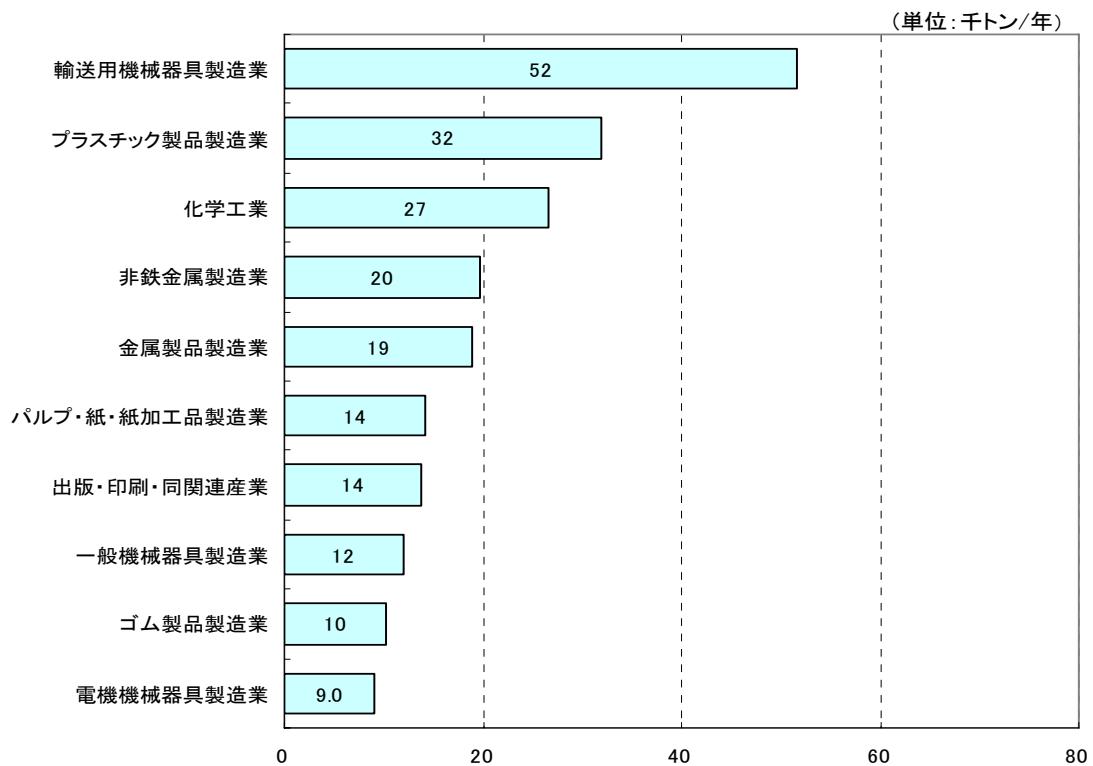
④届出排出量・移動量の上位10業種

届出排出量・移動量の上位10業種は下図のとおりであり、上位10業種の合計は409千トンで全体の84%を占めている。(※以下、政令で定める対象23業種のうち、製造業を更に23業種に区分し整理している。)



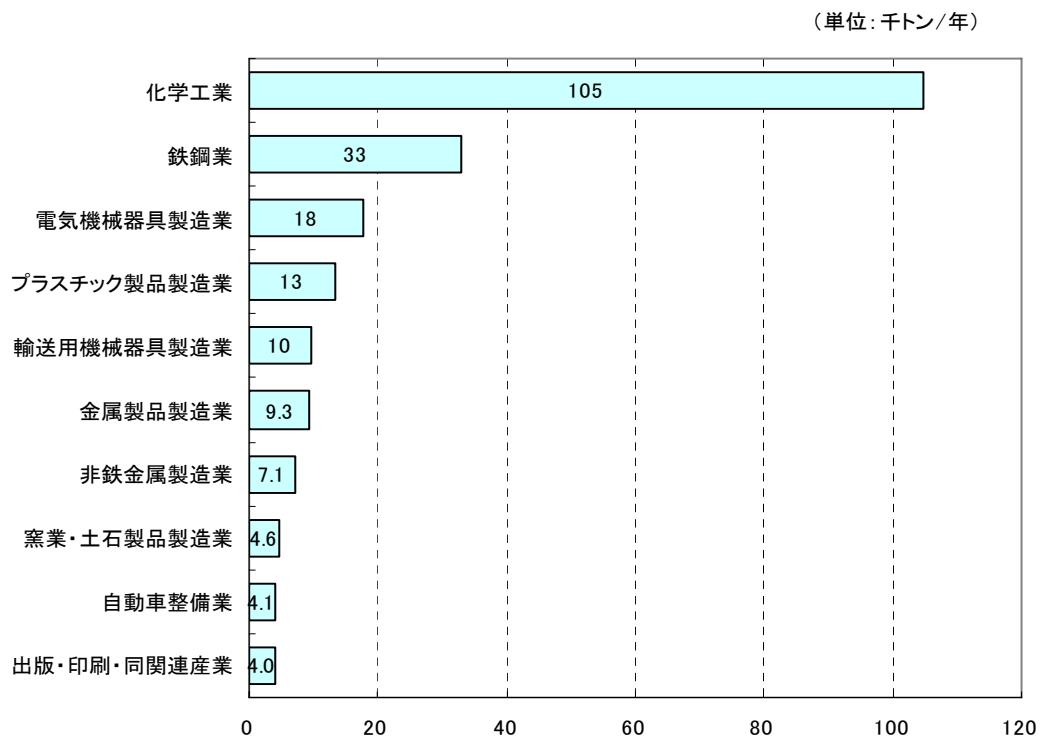
⑤届出排出量の上位10業種

届出排出量の上位10業種は下図のとおりであり、上位10業種の合計は208千トンで全体の80%を占める。



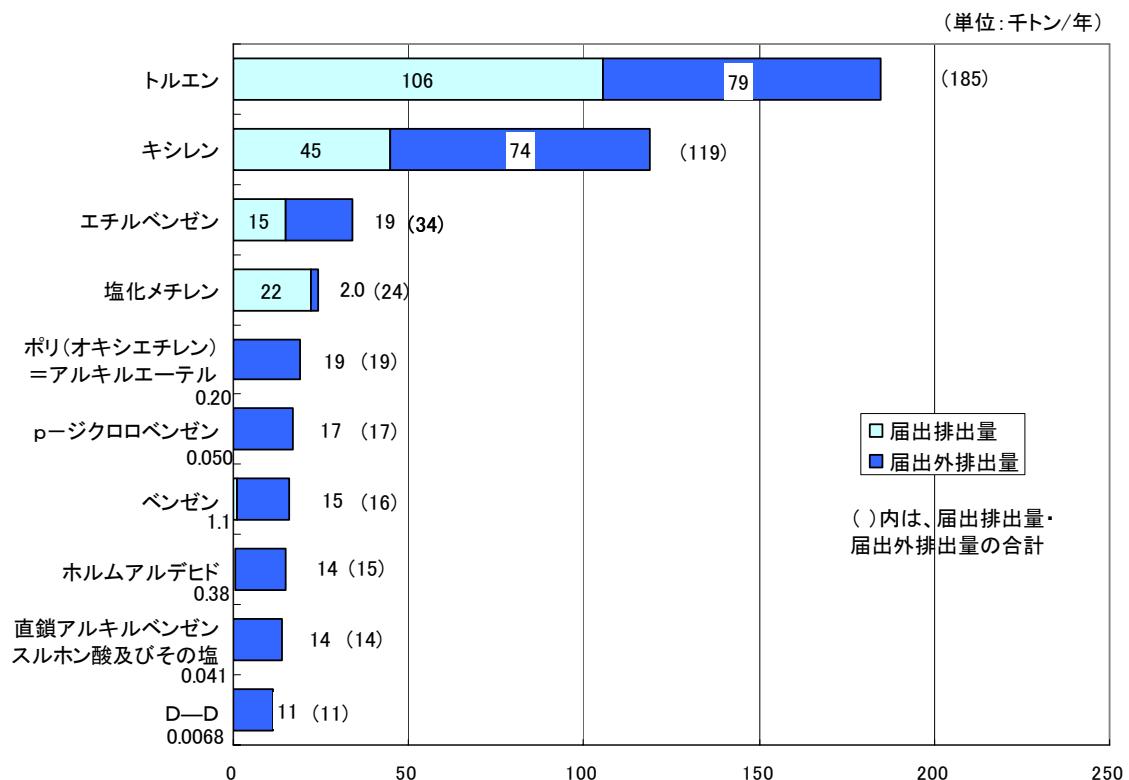
⑥届出移動量の上位10業種

届出移動量の上位10業種は下図のとおりであり、上位10業種の合計は208千トンで全体の80%を占めている。



(3) 届出排出量と届出外排出量の合計の多い上位10物質

届出排出量と届出外排出量の合計の上位10物質は下図のとおりであり、上記10物質の合計は453千トンで全体の75%を占める。



2. P R T R データの推移について

(1) P R T R 届出状況の推移

平成13年度から平成17年度までの5年間のP R T R制度に基づく届出に係る事業者数、事業所数及び物質数の推移は表1のとおりである。

また、届出総排出量・移動量の推移を図3に示す。

表1 P R T R届出数の推移

	事業者数	事業所数	物質数(のべ)	物質数(種類)
平成13年度	12,451	34,820	182,714	337
平成14年度	12,115	34,497	186,123	333
平成15年度	14,041	41,075	218,804	334
平成16年度	13,815	40,331	218,491	334
平成17年度	14,241	40,823	222,601	330

(注) 平成15年度から、届出事業所の対象化学物質の取扱量の要件が5トンから1トンに引き下げられたことにより、届出対象事業所が増加。

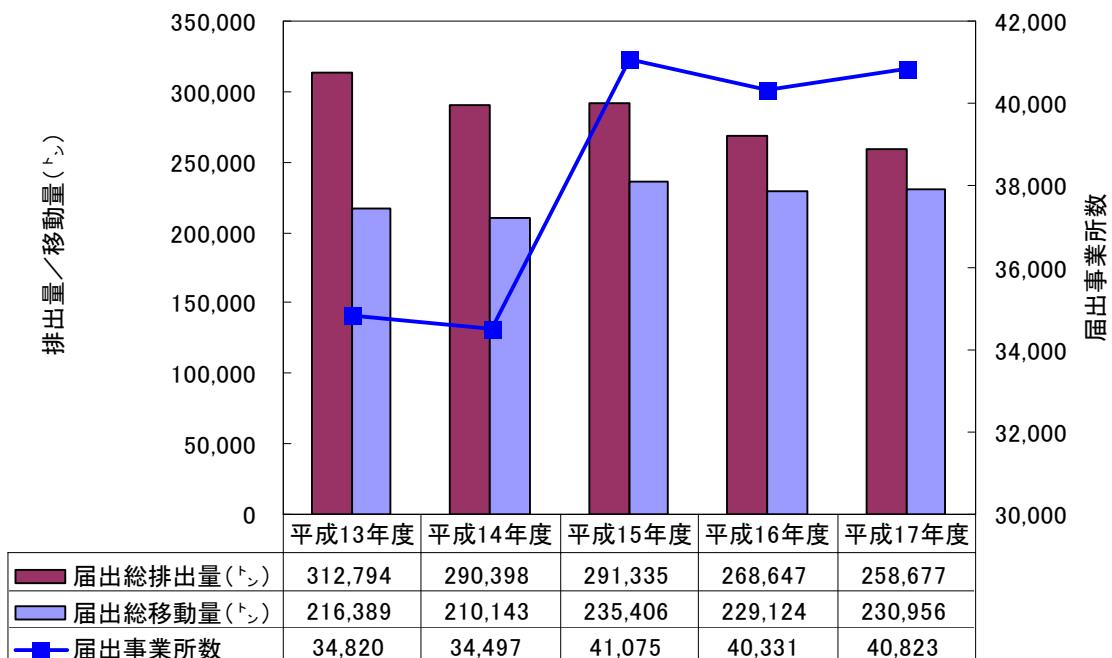


図3 届出総排出量・移動量の推移

(2) 業種別の届出排出量の推移

①平成17年度排出量上位10業種

平成17年度の届出排出量が多かった上位10業種（4頁参照）の平成13年度からの排出量の推移を図4に示す。（平成15年度から、届出事業所の対象化学物質の取扱量の要件が5トンから1トンに引き下げられることにより、届出対象事業所が増加している。以下同様）

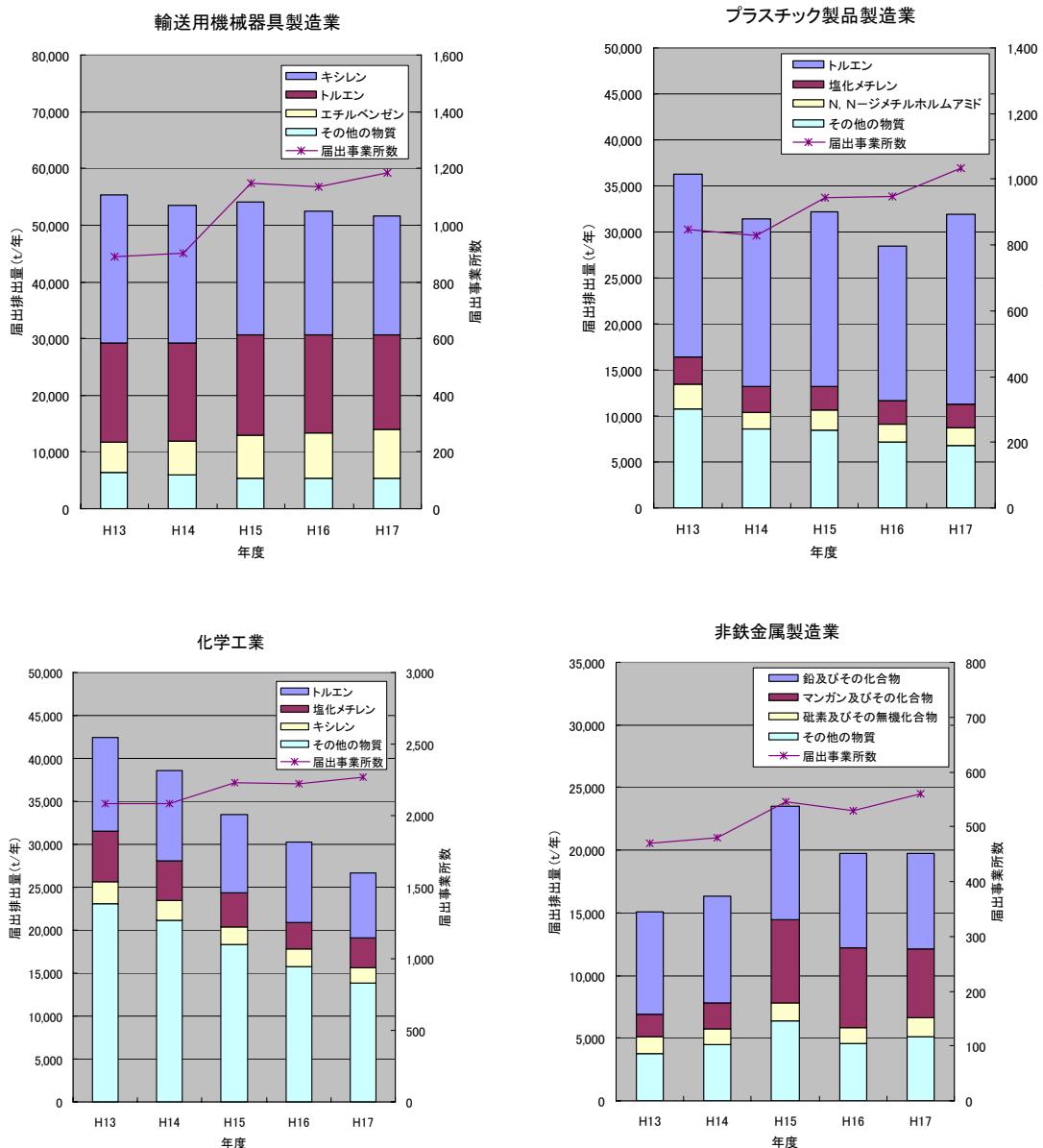


図4 平成17年度届出排出量上位10業種の届出排出量の推移

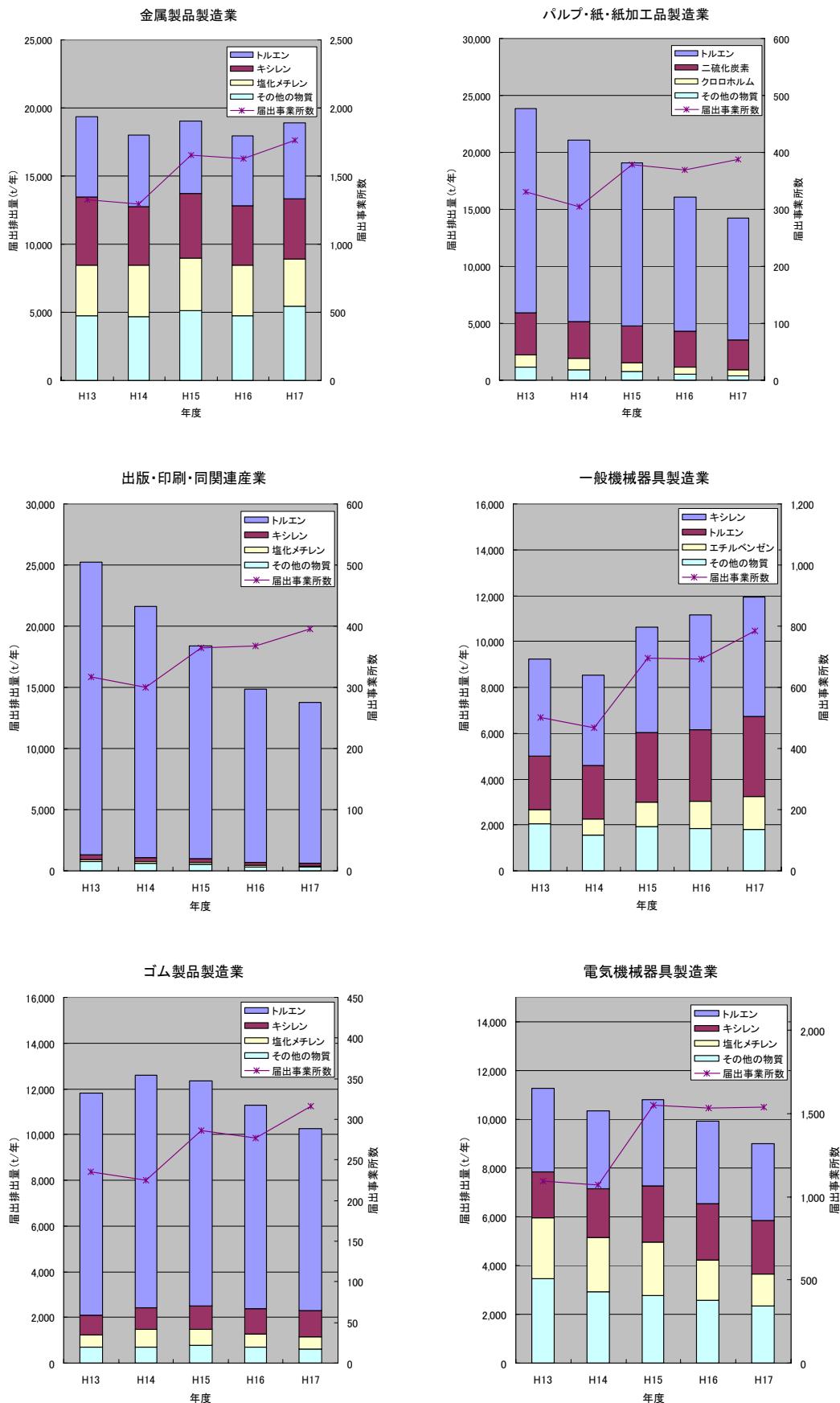


図4 平成17年度届出排出量上位10業種の届出排出量の推移（つづき）

②排出量が減少した業種

平成13年度から平成17年度の届出排出量を比較して減少量が多かった上位3業種は表2のとおりで、上位3業種の平成13年度からの届出排出量の推移を図5に示す。

表2 減少量上位3業種

順位	業種名	H17排出量 (t/年)	H13排出量 (t/年)	差(H17-H13) (t/年)	比率(H17/H13)
1	化学工業	26,665	42,396	△15,730	0.63
2	出版・印刷・同関連産業	13,806	25,225	△11,418	0.55
3	パルプ・紙・紙加工品製造業	14,204	23,832	△9,628	0.60

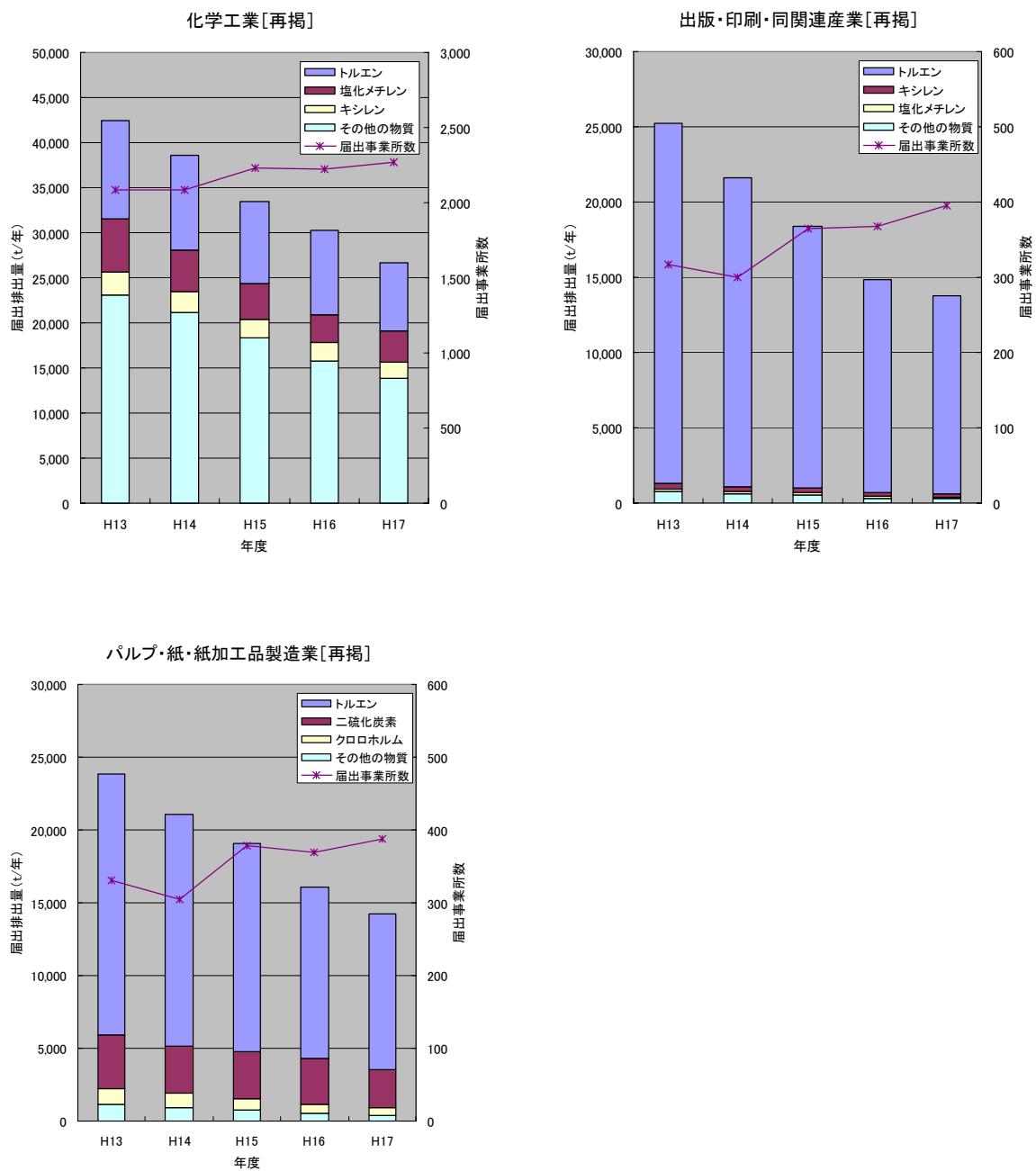


図5 減少量上位3業種の届出排出量の推移

③排出量が増加した業種

平成13年度から平成17年度の届出排出量を比較して増加量が多かった上位3業種は表3のとおりで、上位3業種の平成13年度からの届出排出量の推移を図6に示す。

表3 増加量上位3業種

順位	業種名	H17排出量 (t/年)	H13排出量 (t/年)	差(H17-H13) (t/年)	比率(H17/H13)
1	非鉄金属製造業	19,784	15,058	4,725	1.31
2	一般機械器具製造業	11,957	9,224	2,732	1.30
3	自動車整備業	686	134	552	5.11

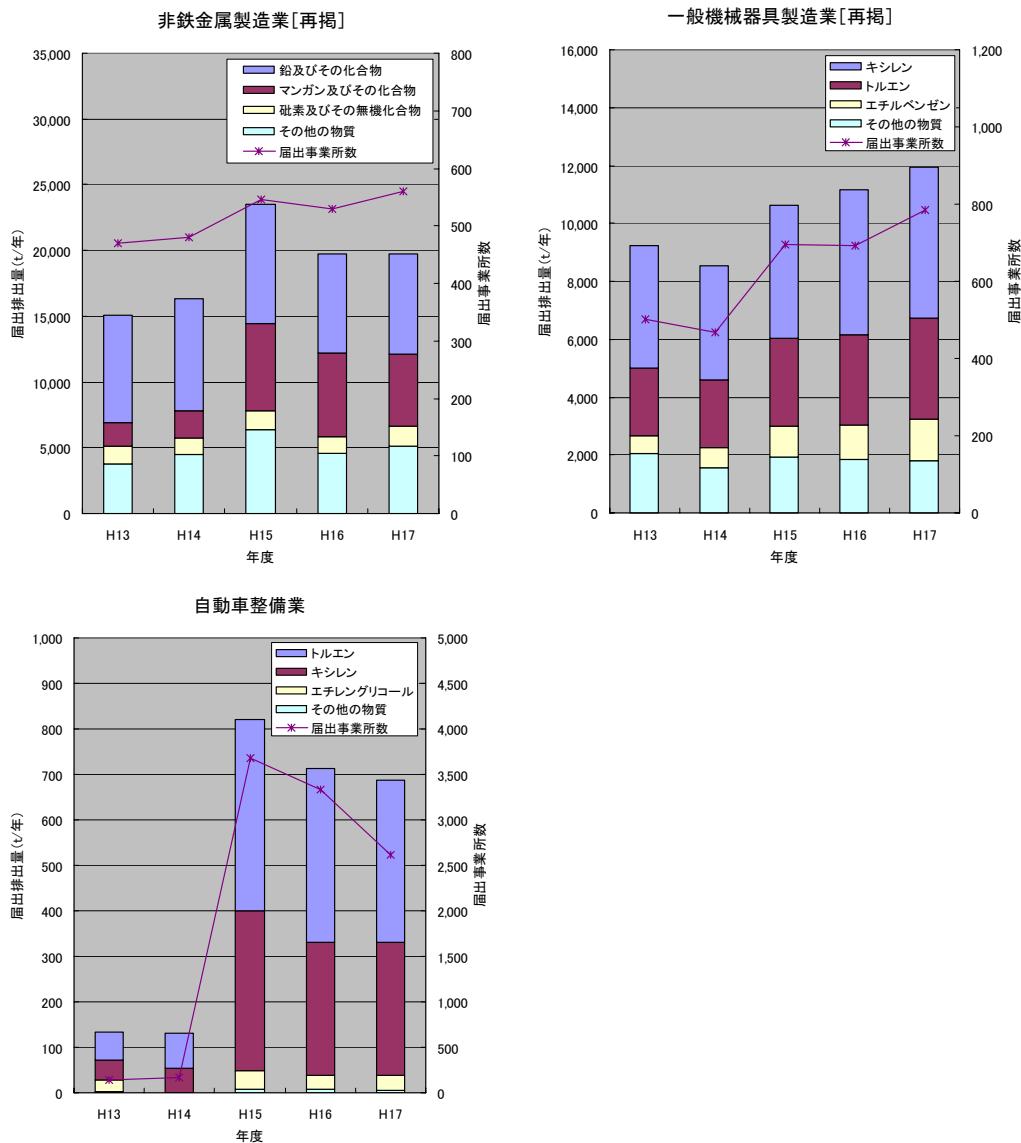


図6 増加量上位3業種の届出排出量の推移

(3) 物質別の届出排出量の推移

①平成17年度排出量上位10物質

平成17年度の届出排出量が多かった上位10物質（3頁参照）の平成13年度からの届出排出量の推移を図7に示す。

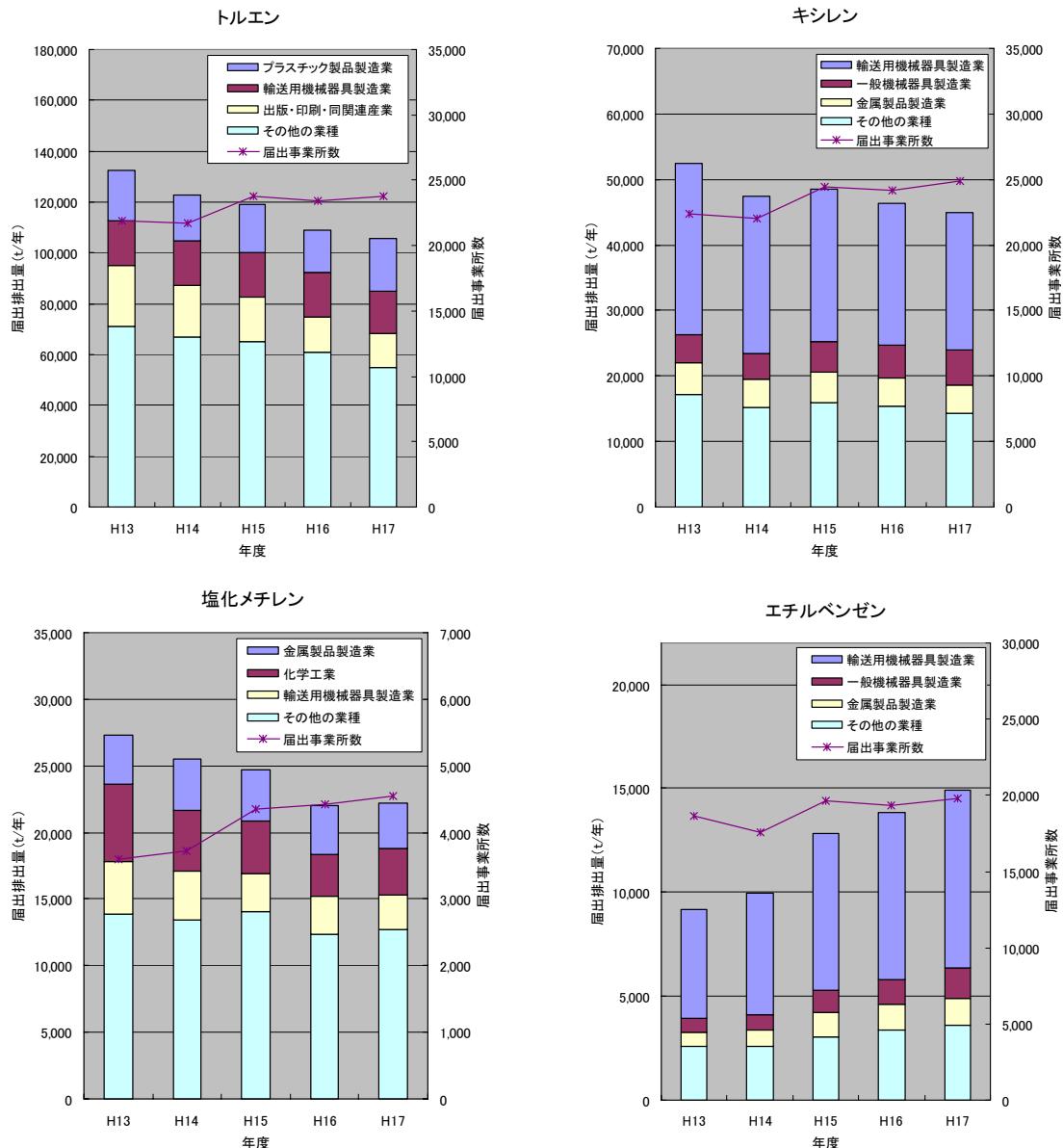


図7 平成17年度届出排出量上位10物質の届出排出量の推移

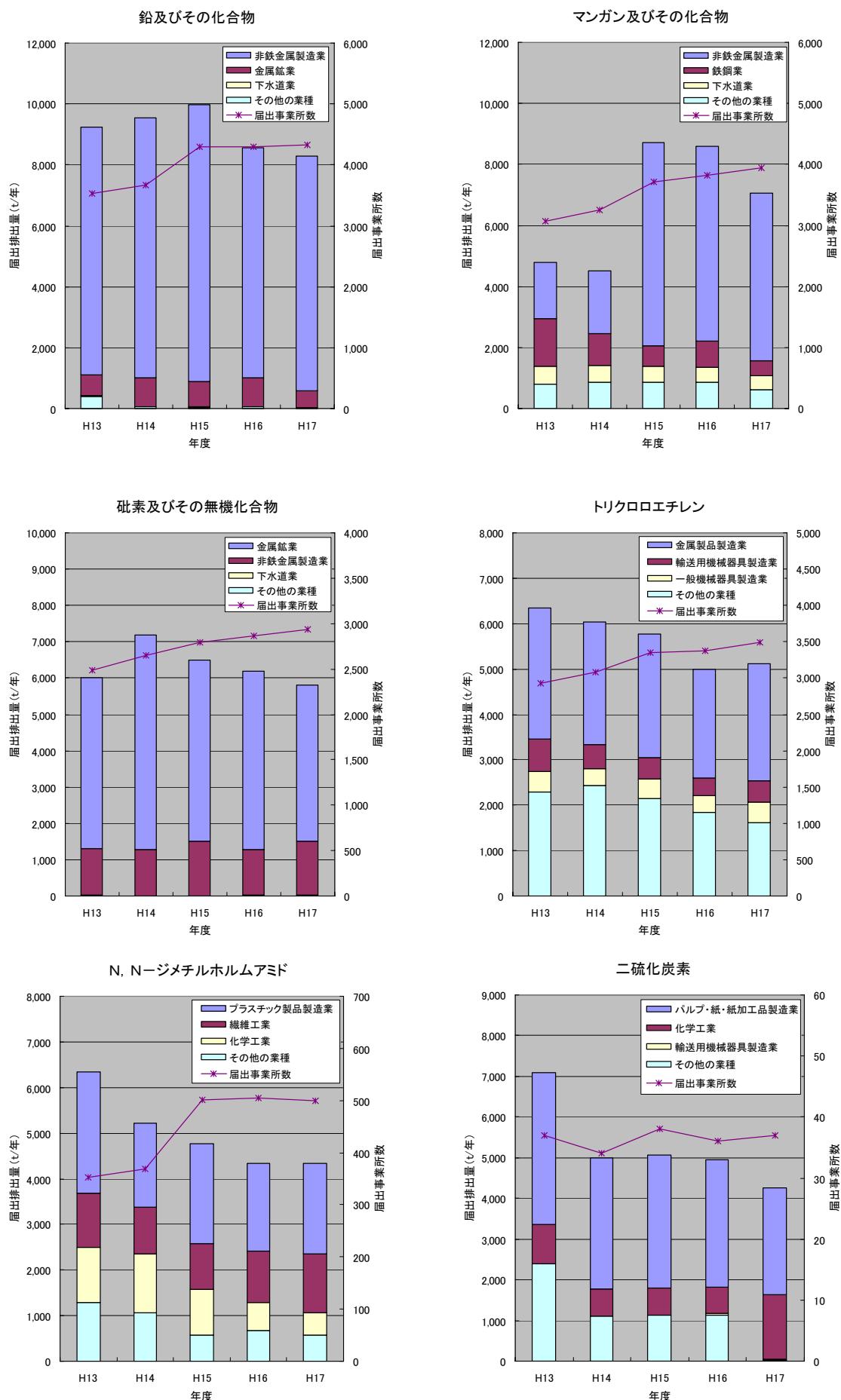


図 7 平成 17 年度届出排出量上位 10 物質の届出排出量の推移 (つづき)

②排出量が減少した物質

平成13年度から平成17年度の届出排出量を比較して減少量が多かった上位3物質は表4のとおりで、上位3物質の平成13年度からの届出排出量の推移を図8に示す。

表4 減少量上位3物質

順位	業種名	H17排出量 (t/年)	H13排出量 (t/年)	差(H17-H13) (t/年)	比率(H17/H13)
1	トルエン	105,692	132,546	△26,855	0.80
2	キシレン	44,877	52,391	△75,14	0.86
3	塩化メチレン	22,239	27,342	△51,03	0.81

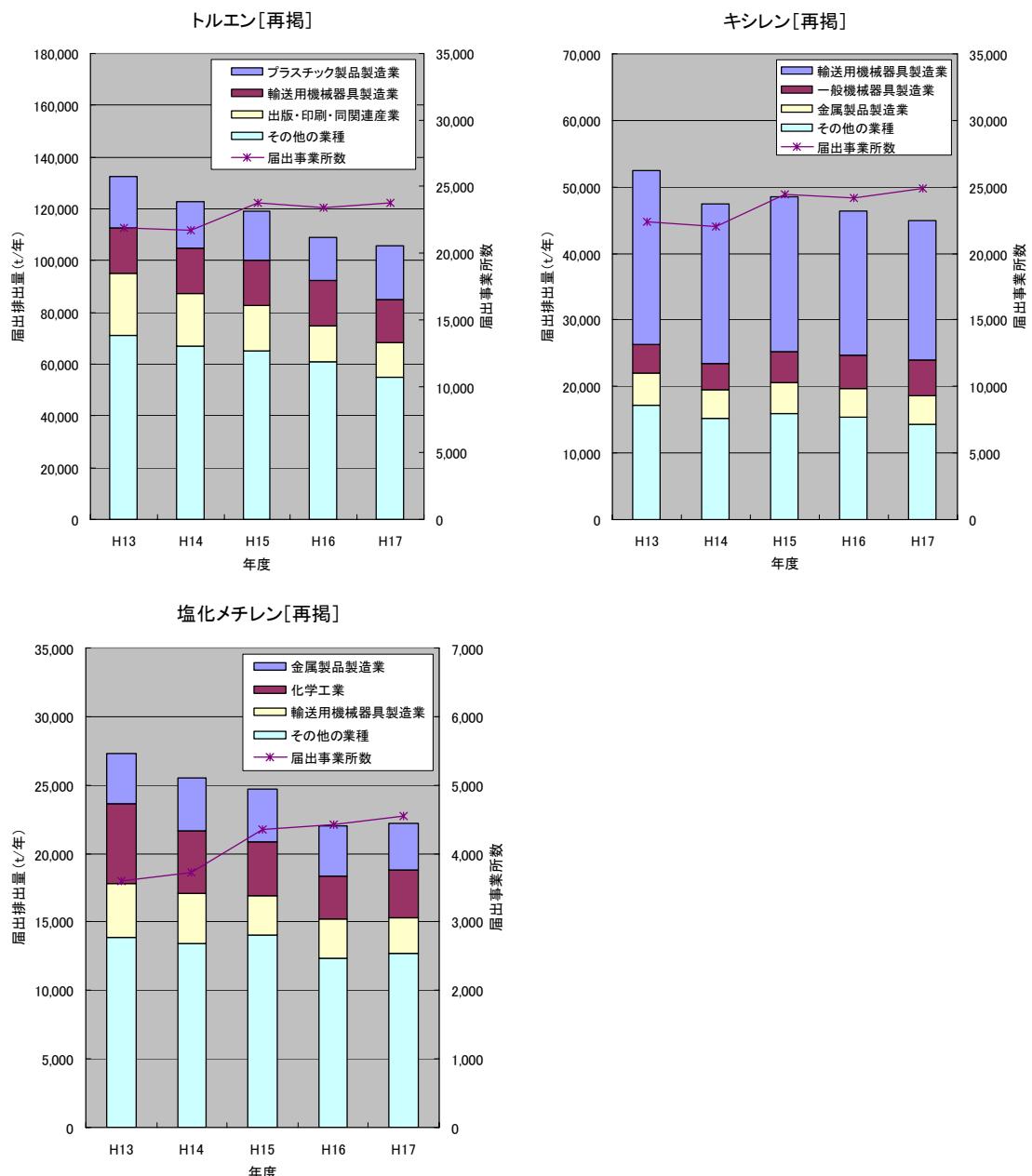


図8 減少量上位3物質の届出排出量の推移

③排出量が増加した物質

平成13年度から平成17年度の届出排出量を比較して増加量が多かった上位3物質は表5のとおりで、上位3物質の平成13年度からの届出排出量の推移を図9に示す。

表5 増加量上位3物質

順位	業種名	H17排出量 (t/年)	H13排出量 (t/年)	差(H17-H13) (t/年)	比率(H17/H13)
1	エチルベンゼン	14,905	9,159	5,747	1.63
2	マンガン及びその化合物	7,069	4,792	2,277	1.48
3	アンチモン及びその化合物	1,136	14	1,123	83.02

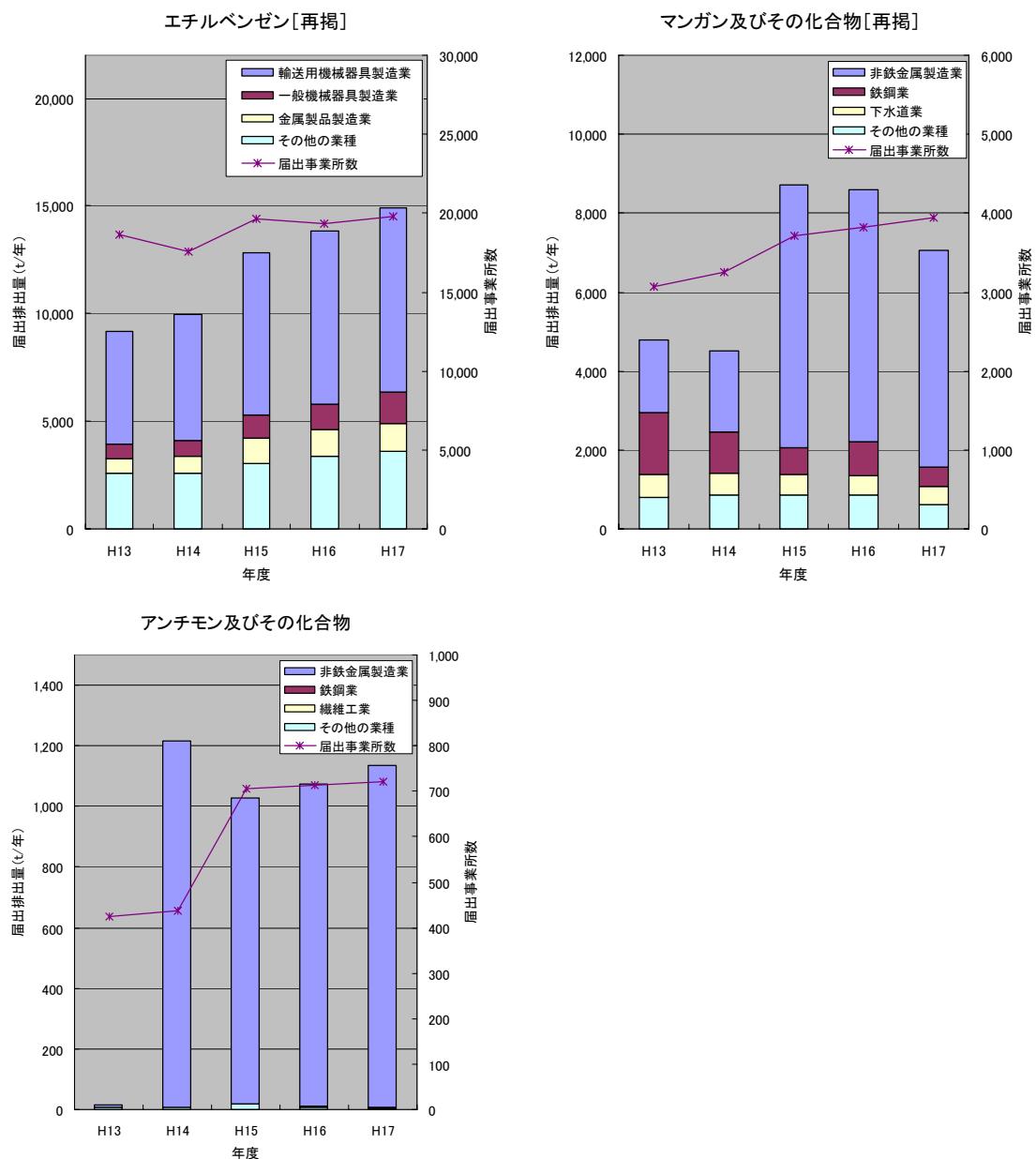


図9 増加量上位3物質の届出排出量の推移

(4) 特定第一種指定化学物質の届出排出量の推移

人に対して発がん性のある特定第一種指定化学物質の平成13年度からの届出排出量の推移を示す。（特定第一種指定化学物質（12物質）の一つである、メトキサレンについては、過去一度も届出がなされていない。）

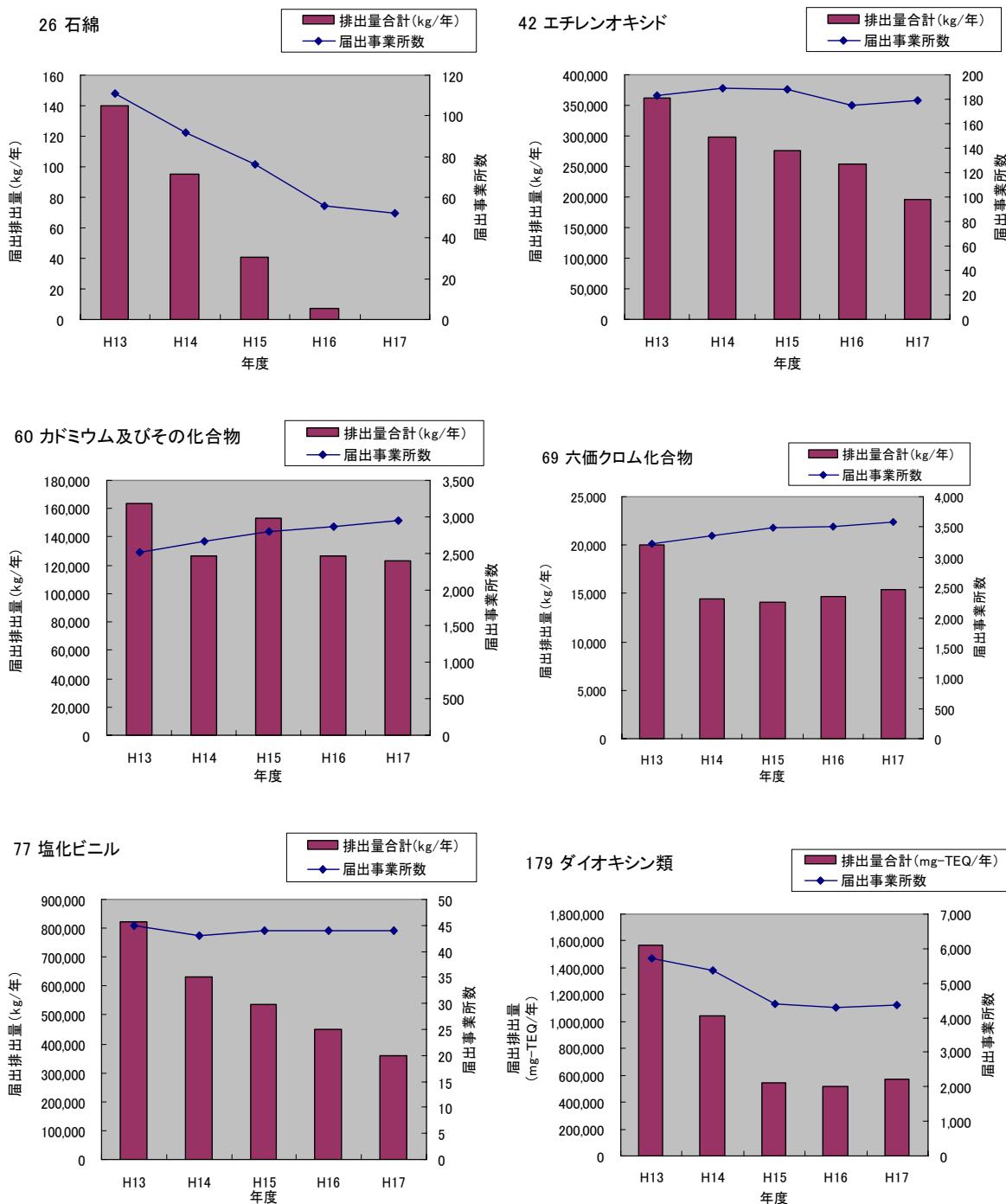


図 10 特定第一種指定化学物質の届出排出量の推移

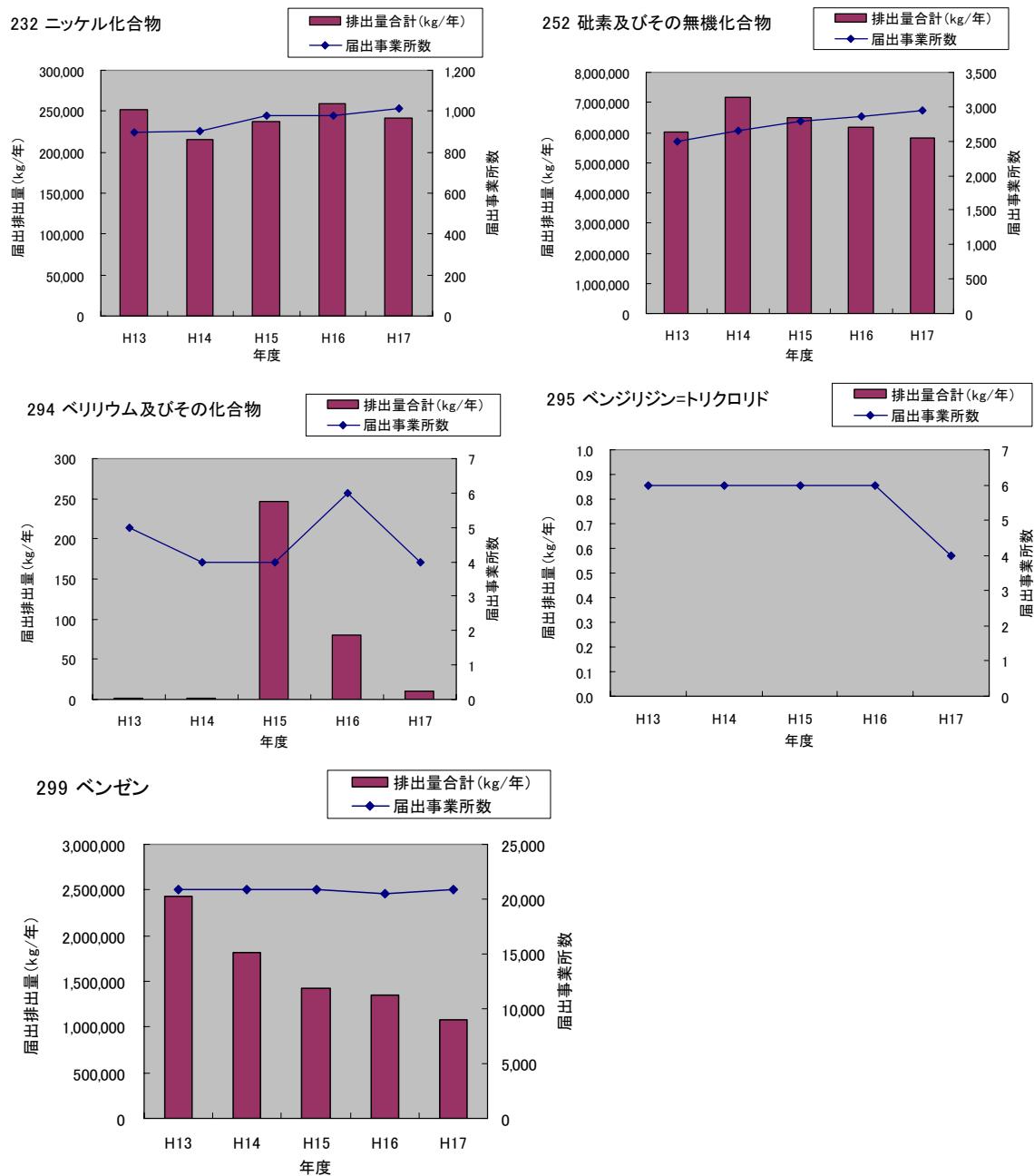


図 10 特定第一種指定化学物質の届出排出量の推移（つづき）